

# 介護保険料が

# 新しく変わりました

介護保険は、平成27年度から第6期介護保険事業計画がスタートしました。これに伴い65歳以上（第1号保険者）の介護保険料が見直されました。また、介護保険制度の改正もありましたのでご確認ください。



## ■ 基準額（年額）

57,100円 → **58,900円**

## ■ 所得段階

保険料は、世帯の課税状況や本人の所得状況などにより段階を設けて算定しています。

### 第6期所得段階別介護保険料（平成27年度～平成29年度）

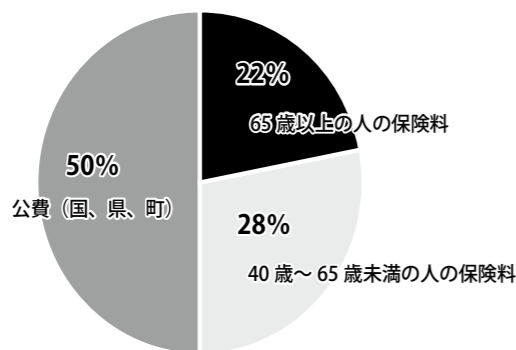
所得段階	対象者	基準額の割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.45	26,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を越え120万円以下	44,200円
第3段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を越える	44,200円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	53,000円
第5段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を越える	58,900円
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	70,700円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	76,600円
第8段階		前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	88,400円
第9段階		前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満	100,200円
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上	103,200円

(基準額×所得段階の基準額割合) = 介護保険料

## ■ 介護保険料の算出方法

介護保険のサービスの利用額は、平成24年度～平成26年度の利用額の実績や要介護認定者数の推定により算出しています。この利用額の22%を65歳以上の人（第1号被保険者）が負担することになります。今回の改正により、第1号被保険者の負担が21%から22%に引き上げられました。

## ■ 介護保険料の財源（利用者負担を除く）



## ■ 介護保険料の納め方

### ○ 特別徴収

平成27年4月1日現在、65歳以上の高齢（退職）、障害、遺族年金の受給額が年額18万円（月額1万5千円）

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納期 (特別徴収、普通徴収)	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	仮徴収（前年の所得が確定するまでは、前年度の保険料を参考に仮に保険料を納めます）			本徴収（確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた金額を納期に分けて納めます）		

※特別徴収欄に記載されている月は、年金受給月に天引きする月、普通徴収欄に記載されている月は納期限月です。普通徴収の納期は、納期限の月末です。

○ 普通徴収  
以上の人は年金から差し引かれます。年金の受給額が年額18万円未満の人、年度途中で65歳になった人、他の市区町村から転入してきた人、年度途中で年金を受給し始めた人は、納付書や口座振替で納めてください。※年度途中で65歳になった人、転入してきた人などは、最初は普通徴収ですが6か月～1年後に特別徴収に切り替わります。（事前に通知します）

## ■ 介護保険の変更点

○ サービスを利用した場合の負担割合の変更（一定以上の所得がある人）  
…介護サービスの利用は、これまでは所得に関わらず1割負担でしたが、65歳以上で一定の所得がある人は、8月の利用分から2割負担となります。

○ 高額介護サービス費の上限額の変更  
…高額介護サービス費の所得区分が「住民税課税者のいる世帯」の特に所得の多い「現役並み所得者」がいる世帯の人は、負担の上限が月額3万7千200円から4万4千400円に引き上げられます。

○ 施設を利用している人の食費・部屋代の負担軽減の基準の変更  
…在宅で暮らす人と介護老人福祉施設などで暮らす人の公平性を高めるため、一定額以上の預貯金などの資産がある人は、食費・部屋代はご自身での負担となります。

※変更点のご不明な点や詳細は、お問い合わせください。

## ■ 介護保険は支えあっています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」と皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように保険料は必ず納期限内に納めましょう。

なお、特別な理由がないのに保険料を納めないでいると、滞納した期間に応じて保険給付が一時的に差し止められたり、利用者負担が1割から3割に引き上げられたりする措置が取られます。皆さんのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



問合せ/福祉課 (979-8126)